

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ザンビア国メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ザンビア国メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的
開発促進プロジェクト

調達管理番号：25a00382

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月6日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ザンビア国メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月 ～ 2028年12月

上記の契約履行期間は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２５年度（２０２６年２月頃）
- ２）２０２６年度（２０２７年２月頃）
- ３）２０２７年度（２０２８年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部平和構築室

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年８月１２日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年８月１８日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年８月２１日 まで
４	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	２０２５年９月５日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	評価結果の通知日	２０２５年９月１７日まで
７	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	行政側と難民・元難民の相互理解と信頼醸成を図るための協働機会創出の為の活動	第3条 2.（2） ※詳細脚注2参照
2	本プロジェクトの対象地域住民の特性とプロジェクトの目的に応じた、住民組織の能力強化研修及び住民活動促進方法	第3条 2.（2） ※詳細脚注3参照
3	本プロジェクトの対象地域住民の特性と、プロジェクトの目的、留意事項を踏まえた市場志向型農業の実施方法	第3条 2.（5） ※詳細脚注4参照
4	本プロジェクトの対象地域住民の特性とプ	第3条 2.（6）

	プロジェクトの目的に応じた、市場の需要に合った非農業職業訓練とビジネス促進方法、雇用機会拡大方法	※詳細脚注 5 参照
--	--	------------

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025 年 3 月
- ・ RD 署名：2025 年 6 月 11 日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

- (1) ザンビア政府は、2014年よりアンゴラ及びルワンダ元難民の法的地位の確保及び社会経済活動等の支援を行う「現地統合政策」として、元難民への再定住地の土地区画付与と再定住地に住む元難民とザンビア人が協働して実施する地域開発による元難民の現地社会への心理・経済・社会的統合及び自立促進を行ってきた。本プロジェクトの先行プロジェクトである、「元難民の現地統合支援プロジェクト(開発調査型技術協力)(2020年2月～2025年7月)」（以下、「先行プロジェクト」）では、この政策を推進するために同政府再定住局が実施した「持続可能な再定住プログラム」の効果的実施に向けて、再定住事業の計画改善と元難民の生計向上を目的とした事業を実施。その結果、コミュニティ参加型かつ住・農クラスター型の土地配分や、啓発活動、トランジットハウスを利用した移転支援、生計向上のための市場志向型農業や非農業キャッシュネットワークの導入と住民によるコミュニティインフラ建設、ブロック委員会の能力強化に一定の成果が確認された。他方、元難民の中には難民居住地に生活の基盤を築いている者、周辺コミュニティ等に移住し現地社会に統合されている者も多く、元難民の再定住区への移転促進だけでなく、地域全体での包括的な支援が望ましいと見られている。加えて、2022 年にザンビア政府内務・国内治安省難民局が発表した「Modernization of Refugee and Host Community Settlement Approach」によって、難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティの住む地域全体の包括的な開発の方向性がザンビア政府より示された。また、開発調査型技術協力と並行して実施された「元難民現地統合支援アドバイザー(個別専門家)」（2017年5月～2020年5月、2021年9月～2024年9月）では、この政策転換に連動して地域の包括的な開発計画の指針となる Local Area Plan(以下、LAP)の策定を支援。本プロジェクトでは、ザンビ

ア政府の政策転換を踏まえて LAP を柱とした包摂的な地域開発の促進支援を行う。
また、再定住事業を LAP の一環として位置づけ、先行プロジェクトで開発した再定住事業の地域統合アプローチ (Local Integration Approach) ガイドライン (Local Integration Approach) を活用した事業の推進を行う。

- (2) 本プロジェクトの目標である、包摂的かつ統合された地域社会の推進においては、LAP の実施主体である地方政府及びコミュニティ双方の能力強化に加えて、政府側・住民側双方の意識やマインドのセットの変化が鍵になるという事の共通認識を全ての関係者が持つことが極めて重要である。それを踏まえて、本プロジェクトでは LAP の実施促進に際し、郡及び中央政府の能力強化を支援すると共に、地域の住民(難民・元難民・ザンビア人移住者・ホストコミュニティ住民)を中心としたボトムアップ型の地域開発、特に、難民・元難民を含めた住民を開発の主体として位置づけ地域の包摂的開発の推進に向けた住民間及び、住民・行政官の信頼醸成に向けて、コミュニティ組織の能力強化を行う。加えて、地方行政側において、難民・元難民のポテンシャルを引き出すための環境作りと、政府側の意識変革を目指す。またそれに向けて、郡行政と難民・元難民コミュニティによる合同のインフラ整備計画などの協働機会を創出し、双方向理解の促進と信頼関係の醸成を行う²。

また、ボトムアップ型開発の推進においては、住民自らがコミュニティ共通の課題を解決するために、住民同士で協力してコミュニティワーク計画を作成し、学校の改修という具体的な行動に移したことで、「自分たちのコミュニティである」という意識の形成に繋がったという先行プロジェクトの事例を参考に、コミュニティ側が自身の課題やニーズを適切に表明し、行動に移すことができる基礎的な能力向上と、難民・元難民の「帰属意識」の醸成に努める。加えて、難民・元難民の代表で構成する住民組織の合同研修等、経験や視点の共有機会の創出や、既存の地域基金への申請促進等により、コミュニティ主体の活動推進を積極的に行う。³

² 特に具体的な提案を求める事項。行政側と難民・元難民の相互理解と信頼醸成を図るための協働機会創出の為の活動について、現時点で想定する具体的な活動をプロポーザルで提案してください。背景として、難民・元難民とザンビア人移住者やホストコミュニティ住民という異なる属性の住民が地域の開発の担い手として協働し、地域に対する帰属意識を持ってもらう事が重要です。また異なるコミュニティに属する住民間の信頼醸成、住民と行政との信頼醸成が、地域の平和共存の鍵になります。そのため、住民間の平和共存と包摂的地域開発の為の具体的な活動をご提案頂きたいと考えています。

³ 特に具体的な提案を求める事項。本プロジェクトの対象地域住民の特性と、プロジェクトの目的に応じた、住民組織の能力強化研修及び住民活動促進方法について、現時点で想定する具体的な活動をプロポーザルで提案してください。具体的には、元難民・難民としてコミュニティへの帰属意識の薄いという特性に留意した上で住民間の信頼醸成を図ると同時に、彼らがコミュニティの一員、かつ地域開発の担い手としての能力を発揮できるよ

(3)これまで実施されてきた事業や関連機関との活動の重複回避と相乗効果の創出を主眼として、既存の調整メカニズムを活用し、副大統領府再定住局主導の下で中央および郡レベルでの調整メカニズムの強化を目指す(調整委員会の定期会合開催等)。また、難民・元難民及びホストコミュニティ支援においては、支援の重複回避や、多様なアクターとの協働による相乗効果の発現が重要となるため、本プロジェクト実施においては、国際機関や他ドナーとの積極的な連携を行う。

特に、すでに実施されている UNDP「避難民の定住地及びホストコミュニティにおける基礎インフラ整備計画プロジェクト」、世銀「Zambia Refugee and Host Communities Project」など、同地域で実施されている他ドナーの案件との協働を重視し、成果の拡大を目指す。

(4)LAP 実施促進に向けた能力強化について、行政側は、副大統領府再定住局、内務省難民局、郡計画局、郡農業局と合意した分野の能力強化研修を実施する方針の下、本プロジェクトの直営専門家(詳細は下記(9)及び別添資料参照)と協働で研修計画の策定と実施を行う。また、コミュニティ側については、区開発委員会(Ward Development Committee(WDC))、再定住区開発委員会(Scheme Development Committee(SDC))、難民調整委員会(Refugee Coordination Committee(RCC))を能力強化の対象として合同で研修を実施、特に WDC の機能状況を確認した上で適切な研修内容を検討実施する。また、研修実施から事後のフォローを通じて、難民受入れ地域の行政官やコミュニティの意識を変革し、難民・元難民とホストコミュニティ間の共生への意識変革を促す。

(5)先行プロジェクトでは、元難民とホストコミュニティ協働の市場志向型農業研修や活動機会の創出によって、ザンビア人の姿勢から刺激を受けた元難民が、長年の課題であった支援依存からの脱却や自らの生活改善に主体的に取り組むようになる等の成果が見られた。また市場志向型農業が推進する人的ネットワークの拡充(市場との連携含む)は、元難民や難民の自立・現地統合の観点からも重要である。

そのため、本プロジェクトでは先行プロジェクトで有効性が認められた市場志向型農業を推進することがザンビア政府と合意されており、市場志向型農業の国内主流化に向けた準備を進めている同国農業省及び郡農業局と連携して実施する。なお、市場志向型農業生計向上の実施に際しては、支援依存傾向や読み書き計算などの基礎的学力の不足、住民間の結束の不足といった、元難民・難民特有の事情による対象者の脆弱性に留意すると共に、元難民・難民の自尊心回復や、支援依存から脱却するための意識変革、共助を促進し、難民、元難民、ザンビア人入植者、ホストコミュニティ住民が

うにする為に現時点で想定しうる活動をご提案ください。

合同で研修に参加することによる共助の場作りや人的ネットワークの拡充による社会的結束を重視する。また、既存の農民グループだけでなく、新たに組織する農民グループを対象とするなど、普及強化に努める⁴。

- (6) 市場志向型農業の実施と並行して、気候変動等による干ばつの影響や対象者の脆弱性に対応する為、食糧安全保障を見据えた自家消費作物栽培推進の為のシードバンクを実施する。活動実施に際しては、活動の持続性確保を念頭に、対象地域の農業局の既存の活動に対して技術的な支援を行う。また、非農業生計向上活動においては、公共サービス拡充と連動した実需のある訓練設計を行い非農業雇用機会の拡充を目指す⁵。
- (7) 本プロジェクトが目指す「生産的で包摂的かつ統合された地域」づくりを担う主体に、女性を積極的に位置付け、意思決定過程への参画を促進するとともに LAP の推進において資源や経済・社会的機会へのアクセス向上を図る。また、生計向上支援においては、本地域の特性(職業が男女で大きく分かれていない)を踏まえて、男女がチームとして共に関与できる活動(含:建築関連)を推進する。また、女性の収入向上を通じた家庭内での発言力の強化等、女性の地位向上にも配慮する。加えて、障害者他、社会的弱者への十分な配慮を行うと共に能力強化活動及び生計向上活動の一環として障害者の包摂に係る住民の意識向上を図る。
- (8) 本プロジェクトでは、直営専門家「援助協調/政策助言/研修企画」(TOR は別添資料を参照)と本契約の業務従事者のハイブリッド体制を構築する。本プロジェクト全体に係る調整は本契約の業務従事者が中心的に担い、具体的な協力活動においては、双方で情報共有や事前相談を密にして両者で実施する。なお、研修等、直営専門家と協働で実施する活動の予算は本契約に含まれていることから、プロポーザル提出の際は研修や調整に係る活動に関しては、記載の活動回数と規模を目途に提案し、詳細については、プロジェクト開始後に直営専門家と調整して立案する事とする。

⁴ 特に具体的な提案を求める事項。本プロジェクトの対象地域住民の特性と、プロジェクトの目的、留意事項を踏まえた市場志向型農業について、現時点で想定する具体的な実施方法をプロポーザルで提案してください。市場志向型農業は他国でも導入実績があるアプローチであるが、手法論のみを持ち込むのではなく、上述のとおり対象地域住民の特性を理解し、それを踏まえた実施方法上の工夫を意識的に取り入れていくことがプロジェクトの目的を果たす上で重要となります。

⁵ 特に具体的な提案を求める事項。本プロジェクトの対象地域住民の特性とプロジェクトの目的に応じた、市場の需要に合った非農業職業訓練とビジネス促進方法、雇用機会拡大方法について現時点で想定する具体的な内容をプロポーザルで提案してください。(現地の主な産業は農業分野であるが、農業だけでは生計が成り立ち辛い住民も多い現地の状況を踏まえた上で、現地の市場の状況、住民の特性を踏まえた提案を期待する。)

(9)本プロジェクトの実施においては、生計向上活動を通じた地域の生産性向上が LAP の方針にも合致する等、成果1と2の活動が連動している事を念頭に、それぞれの分野において直営専門家と業務実施契約の従事者が別々に活動を実施するのではなく密に情報共有、協働することが重要である。特に直営専門家と本契約の業務従事者(特に業務主任者と生計向上分野担当の業務従事者)との円滑なコミュニケーションは本活動の鍵となる。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

【プロジェクト概要】

本プロジェクトの内容詳細は後述するが、概要は以下の通りである。

上位目標：対象地域における包括的開発が促進され、生産的で包摂的かつ統合された地域社会の形成が促進される。

プロジェクト目標：難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民を担い手とした包括的開発の為の環境が整備される。

成果1：難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民のための包括的開発プログラム／プロジェクトを実施するための組織的能力が強化される

成果2：元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティのための生計向上活動が促進される

活動 1-1：既存の体制を活用した調整メカニズムを構築、強化し、その運用を促進する

活動 1-2：地方及び中央の行政官能力強化支援計画を立案する

活動 1-3：1-2に基づいて中央、州、郡行政官に対する能力強化（コミュニティ開発、関係機関管理、難民対応、プロジェクト実施監理、コミュニケーション戦略、紛争解決、民間企業連携、M&E、相互訪問等）に係る研修を実施する

活動 1-4：District Council、再定住局、難民局の合同チームによる LAP のモニタリングと評価の枠組みの構築支援を行う

活動 1-5：HOPE プロジェクトによって開発された地域統合アプローチの実践を通じて、副大統領府再定住局が主導するプログラム（再定住スキームやデータベース改善、UNDP や世銀などの他援助機関の開発プロジェクトを含む）のモニタリングや技術的助言を行う

活動 1-6：住民組織によるコミュニティ活動を促進する

〈農業を通じた生計向上活動〉

活動 2-1： UNDP や世界銀行等の他機関が実施する対象地域のインフラ整備プロジェクト（経済インフラ及び施設等）との相乗効果をもたらす農業生計向上活動計画を策定する。

活動 2-2： HOPE プロジェクトの結果に基づいて農業研修計画を策定する（家計管理、食糧安全保障カレンダー、SHEP、ビジネス演習、グループ活動推進等）

活動 2-3： 2-1,2-2 で策定された研修計画を実施し、個別農家への技術支援を行う

活動 2-4： デモンストレーション圃場を作る

活動 2-5： 自家消費作物（在来種メイズ等のシードバンク活用等）支援とモニタリングを行う

活動 2-6： 既存のグループ農家（協同組合等）の活動実態を調査する

活動 2-7： グループ農家を対象とした灌漑農業の位置調査、灌漑システムの構築と運用状況をモニタリングする

活動 2-8： 成功している既存の農家グループを参考に、農家グループへの技術的支援を実施する。

活動 2-9： 農家グループの研修旅行（Exposure Trip）を実施する

活動 2-10： 対象農家の集団農業活動のモニタリングを行う。

〈非農業活動を通じた代替的な生計向上活動〉

活動 2-11： HOPE の活動結果等に基づいて建設関係技術等の非農業スキル訓練計画を策定し実施する。

活動 2-12： 域内のビジネス機会を調査する。

活動 2-13： ビジネス促進支援にかかる研修計画を策定し、実施する。

活動 2-14： 研修後の研修参加者のネットワーキングや既存サービスへのアクセスを促進する。

〈農業及び非農業両方の生計向上活動に係る活動〉

活動 2-15： 郡、州及び中央レベルでの生計向上にかかる分野別ワーキンググループを調整する。

活動 2-16： 元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民の生計向上活動の成功事例を普及させる

【主な活動案】

成果 1：「対象地域における包括的開発計画が実施されるための主体者の能力強化を含めた実施体制、環境作り」に関する活動

- 1) 直営専門家を中心に、既存の調整メカニズム(National Advisory Group, National Development Committee, District Development Coordination Committee)を確認し、Local Area Plan 推進に向けて、既存の調整メカニズムを利用して関係者の定期的な情報共有や活動調整を実施する体制を強化するため、国際機関や他ドナーも含む定例会構成員を決定し、定期的に調整会議を実施する（年 2 回程度を想定⁶）。（活動 1-1 に該当）

- 2) 直営専門家を中心に、中央、州、郡行政官の能力強化分野として挙がっている先方政府の提案(コミュニティ開発、関係機関管理、難民対応、プロジェ

⁶ 1回あたりの参加者は50名、日当宿泊費の支払い対象となるメヘバ、マユクワユクワの行政官は16名程度を想定。

クト実施監理、コミュニケーション戦略、紛争解決、民間企業連携、M&E、相互訪問等)を元に、研修計画を立案し、本契約の活動予算で実施する。また、コミュニティ側については、カルンビラ郡メヘバ及びカオマ郡マユクワユクワ地域の区開発委員会(WDC)、再定住区開発委員会(SDC)、難民調整委員会(RCC)の状況(特にWDC)を確認の上、能力強化研修を立案し、合同で研修を実施する。また、ホストコミュニティと再定住地の境界付近の公共サービス施設設置計画の合同での立案などを推進する。(活動1-2, 1-3, 1-6に該当)

- 3) 直営専門家と協働で、再定住局、難民局、District (郡) Council の合同チームによる LAP のモニタリングと評価の枠組みの構築支援を行う。(活動 1-4 に該当)
- 4) 本契約の従事者を中心に、LAP の一環として、再定住局が地域統合アプローチガイドラインに基づいて、再定住事業を計画、実施するための技術的支援を行うと共に、先行プロジェクトで開発支援を行ったデータベース改善⁷や、UNDP や世銀などの他ドナーの開発プロジェクトのモニタリングや技術的援助を行う。(活動 1-5 に該当)
- 5) 住民組織によるコミュニティインフラの建設など、住民が主体となって課題を特定し解決に向けた案件実施を推進する為、住民代表(難民・元難民等の混合)に向けた研修を実施し、Community Development Fund 等の既存の地域基金への申請支援などを行う。(活動 1-6 に該当)

成果2:「元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティのための生計向上活動が促進される」に関する活動

〈農業を通じた生計向上活動〉

- 1) UNDP や世銀などの他機関が実施する対象地域の経済インフラ等整備プロジェクトとの相乗効果をもたらす生計向上計画を策定する⁸。特に、UNDP が実施する灌漑設備建設の利用者の特定や技術指導等を先方と十分に調整の上計画、実施する。(活動 2-1 に該当)
- 2) 先行プロジェクトの結果に基づき、難民・元難民の特性に配慮し、自尊心回復や、コミュニティ間の信頼醸成、行政とコミュニティ間の信頼醸成、平和的共存、食糧安全保障、地域統合が推進されるよう配慮して、家計管理、食糧安全保障カレンダー、市場志向型農業、ビジネス演習、グループ活動推進等にかかる研修計画を策定・実施する。またグループ活動推進においては、リードファーマーを立てたグループ営農や、ザンビア人移住者・ホストコミュニティ住民と難民・元難民の協働等の工夫を行う。なお、活動実施においては対象地域の農業局職員の能力強化に留意して実施する。(活動 2-2, 2-3, 2-4 に該当)
- 3) 食糧安全保障を見据えた自家消費作物栽培支援(在来種メイズ等のシードバンク活用など)を実施する。対象地域の農業局と十分に連携し、メヘバ及びマユクワユクワそれぞれの現地の状況に応じて、プロ

⁷ 再定住局本部と各地方事務所が同じ再定住計画情報をリアルタイムで共有し、土地情報を容易にして円滑な土地配分の運営を目指すシステム。住民情報、区画地図、区画情報等の再定住地データを整理し、一つのファイルに統合。

⁸ 1バッチあたり30名、3年間で3バッチの実施を想定。なお、3バッチ目の実施は案件終了時期に重なる場合は、農業普及員によるフォローを想定している。

ジェクト終了後も見据えた持続的な活動支援とモニタリングを行う。
(活動 2-5 に該当)

- 4) 農業協同組合等、既存のグループ農家の活動実態を調査し、成功しているグループの活動については、本プロジェクトの対象農家に対する成功事例として紹介すると共に、技術支援の参考情報とする。また、グループ農家を対象とした灌漑農業の位置等を調査し、必要な地域については、既存の給水設備を改修して新たな小規模灌漑施設を設置した上で、運用状況を農業局と連携してモニタリングする。また、UNDP プロジェクトで建設される灌漑施設の運用もモニタリング対象とする。(活動 2-6, 2-7, 2-8 に該当)
- 5) メヘバ、マユクワユクワ以外の国内の農業グループの活動や市場の調査の為、対象農家グループによる研修旅行をメヘバ、マユクワユクワそれぞれ 2 回程度実施し⁹、対象農家グループが視野とネットワークを広げ自ら活動計画を策定できるようにする。(活動 2-9 に該当)
- 6) 研修や研修旅行の対象となった農家の農業活動について、農業局と連携してモニタリングを行う。(活動 2-10 に該当)

〈非農業活動を通じた代替的な生計向上活動〉

- 1) 先行プロジェクトのキャッシュフローワークで実施した建設関係技術など、市場や公共事業等の需要に繋がる職業訓練計画を策定し、域内の職業訓練校等とも連携して実施する¹⁰。並行して、域内のビジネス機会を調査し、ビジネス促進支援に係る研修を策定支援する事で、農業以外の収入向上機会の拡大を目指す。また研修後の参加者間のネットワークキングの支援を行い、近隣に居住する住民間の組織化を行い、非農業技術を用いた住民活動を促進し、地域基金などへの申請支援などを行うと共に、コミュニティインフラ建設プロジェクトを実施する他ドナーでの雇用に向けた調整を行う(活動 2-11, 2-12, 2-13, 2-14 に該当)

〈農業及び非農業両方の生計向上活動に係る活動〉

- 1) 生計向上プログラムを実施する関係者(ドナー、NGO、行政)間の情報共有や調整を目的とした分野別ワーキンググループを調整し、重複する受益者や異なるアプローチ間での連携等について協議を行い、相乗効果の発現を目指す¹¹。(年 1 回程度のセクター会合開催を想定)¹²
(活動 2-15 に該当)
- 2) 元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民の生計向上活動の成功事例を普及させるための効果的な広報方法を検討し実施する。(活動 2-16 に該当)

⁹ 1 回あたりの参加者は 30 名を想定

¹⁰ 1 回あたりの参加者は 30 名程度、3 年間で 3 回を想定

¹¹ 先行プロジェクトで、メヘバ及びマユクワユクワの関係者がルサカで一堂に会する会合を 2 回実施しており、本プロジェクトにおいても引き続き実施する。

¹² 1 回あたりの参加者規模は 30 名を想定。その内、日当宿泊費を支払う想定メヘバマユクワユクワの行政官は 16 名程度を想定

- ① 成果 1 に関わる現地研修の想定規模は以下のとおり。いずれも直営専門家（援助調整/政策助言/研修計画）と協働で実施する。

① — 1 活動 1－3 に関する研修（活動 1－2 で以下を計画立案）

目的	包括的開発プログラム／プロジェクト実施に向けた中央及び郡の組織的能力強化に向けた行政官能力強化
実施回数	2 回／年＝計 6 回を想定
対象者	プロジェクト実施対象地域行政官（中央・郡）
参加者数	約 20 名/回程度
開催期間	4 日/回程度
実施場所	ルサカ市内
実施形態	対面

①— 2 活動 1－6 に関する研修

目的	包括的開発プログラム／プロジェクトの実施に向けたコミュニティ組織の能力強化
実施回数	4 回／年／2 地域＝計 24 回を想定
対象者	メヘバ及びマユクワユクワの Ward Development Committee、Scheme Development Committee、Refugee Coordination Committee 構成員
参加者数	約 20～30 名/回程度
開催期間	3 日/回程度
実施場所	メヘバ、マユクワユクワ
実施形態	対面

- ② 成果 2 に関わる活動の現地研修の想定規模は以下のとおり。

② — 1 活動 2－2 の中で、特に SHEP については以下の通り想定

目的	市場志向型農業研修を実施し、住民の生計向上を行うと共に、農民組織化によって住民間の信頼醸成を図る
実施回数	1 バッチ／年／2 地域＝6 バッチを想定
対象者	メヘバおよびマユクワユクワ農家グループ
参加者数	約 30 名/バッチ
開催期間	約 5 ヶ月程度/バッチ
実施場所	メヘバ、マユクワユクワ
実施形態	対面

② — 2 活動 2－9 に関する研修

目的	ザンビア各地の農家、市場、農業組合活動の視察を通じて、対象農家グループが視野とネットワークを広げ自ら活動計画を策定できるようになる事を目的とした、国内視察研修
実施回数	2 回×2 地域＝4 回程度を想定
対象者	対象地域の農家グループ
参加者数	約 30 名/回
開催期間	7 日(移動日を含む)/回
実施場所	ザンビア国内
実施形態	対面

②— 3 活動 2－11 に関する研修

目的	対象地域の住民が農業以外の収入手段を得られるようにする為、市場の需要のある分野並びに建設技術を中心とした非農業職業訓練
実施回数	1 バッチ／年／2 地域＝6 バッチを想定
対象者	メヘバおよびマユクワユクワの難民・元難民・ザンビア人移住者・ホストコミュニティ住民
参加者数	約 30 名/バッチ
開催期間	職種に応じて調整
実施場所	メヘバ、マユクワユクワ
実施形態	対面

(2) 本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクト開始後4カ月後を目途にプロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、可能な限りカウンターパート（以下「C/P」という。）予算による本来業務の中で情報収集できるよう、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、中央および郡行政官を対象として、包括的地域開発計画推進にかかる能力の現状把握¹³を行い、先方政府から提示されている研修項目を念頭

¹³ 先行プロジェクトで想定していなかった包括的地域開発の実施推進にむけた研修計画を立案するにあたり、先行プロジェクトで把握しきれていなかった行政能力の調査が必要であるため記載。活動1-2の一環として実施する。

にその後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定、先方政府と合意する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前に可能な限り C/P の予算による、本来業務の中で情報収集の上、エンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1
ワーク・プラン	最初の現地渡航後 5 営業日以内	英語	電子データ	1
モニタリングシート（記載項目については主に活動 1-1～1-3 を直営専門家が中心となって記載する想定だが、案件開始後に相談の上調整する）	6 カ月毎	英語	電子データ	
業務完了報告書（記載項目については同上）	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-ROM	2 部
事業完了報告書（記載項目については同上）	契約履行期限末日	英語	製本	3 部
			CD-ROM	2 部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート

- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

LAP実施にかかるモニタリング評価ハンドブック、対象地域における生計向上推進に向けたアクションプランやマニュアル等

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	灌漑設備	メヘバ・マユクワユクワの既存の給水設備を修理の上、小規模灌漑設備を設置する（活動 2-7 の一環で灌漑システムを構築。再委託は設計・修理・建設・資材運搬を想定） ¹⁴	1~2 箇所	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

¹⁴ 灌漑施設については、極力既存の設備（給水施設等）を修理活用する想定。なお、実施のUNDP案件「避難民の定住地及びホストコミュニティにおける基礎インフラ整備計画」で建設する灌漑施設を利用（裨益者の能力強化を本案件で対応等）した上で、不足の設備を設置する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	非農業 技術指 導機材	建設技術等の非農業技術指導機材	6 台	事業用物品	定額計上
2	バイク	マユクワユクワ及びメヘバの行政官 による業務監理用（スペックは HONDA XL 125LEK レベルを想 定）	2 台	供与機材	本見積
3	パソコ ン	CP による業務監理用 （スペック は HP Intel Core i7,2 8GH, 8GB Ram, 1TB, Windowa 10 Pro. 15.6 レベルを想定）	2 台	供与機材	本見積

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： ザンビア国

案件名：（和名） メヘバ及びマユクワユクワにおける包摂的開発促進プロジェクト
 （英名） Project for Promoting Inclusive Development in Meheba and Mayukwayukwa

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における難民政策の現状・課題及び本事業の位置付け

1960 年代から周辺国の独立戦争により生じた難民を受け入れてきたザンビア政府は、周辺国の政情安定化に伴い、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の支援のもと、2012 年にはアンゴラ難民、2013 年にはルワンダ難民の難民資格を停止すると共に本国への帰還を支援したが、帰還を拒否する元難民（自国の政情安定化後もザンビアに定住をした難民。アンゴラとルワンダ出身の難民を指す）も多く、2014 年に同国政府内務・国内治安省（MOHAIS : Ministry of Home Affairs and Internal Security）と UNHCR は、アンゴラ元難民約 14,000 人とルワンダ元難民約 3,700 人の法的地位の確保や社会経済活動の支援を含む「現地統合政策」を開始した。同政策は、元難民に対する土地区画は元難民及びザンビア人世帯を対象に、同政策が定める再定住地に割り当てられた。これにより再定住地に住む元難民とザンビア人が協働して地域開発を行い、元難民の現地社会への心理・経済・社会的統合及び自立促進が期待された。また同政策の一環として、2017 年に副大統領府再定住局が国連開発計画（UNDP）と協働で「ザンビア持続可能な再定住プログラム」を開始し、2023 年に終了した。こうした国際機関による再定住事業への協力も背景に、同国では、1988 年より実施されてきた再定住事業が 2015 年から政策化されるとともに、難民居住区の一部が再定住区に切り替えられたことで元難民も正式に再定住事業の対象とされ、加えて再定住区の生産性向上を重視する方向性への転換がなされた。

他方、基礎インフラや生計手段の不足により移住に抵抗感を示す元難民も多かったことから、JICA は再定住局の能力向上及び再定住事業自体の計画改善、元難民の生計向上を目的に 2020 年から開発調査型技術協力「元難民の現地統合支援プロジェクト」を実施した。その結果、事業パイロット地区においてコミュニティ参加型かつ住・農クラスター型の土地配分と、生計向上のための市場志向型農業の導入に一定の成果が確認された。他方、元難民の中には、難民居住地に農地を確保して生活の基盤を築きコミュニティを形成している者、周辺コミュニティや都市部に移住し現地社会に統合されている者も多く、「元難民の現地統合促進」という観点から、元難民の再定住区への移転のみを中心とした支援に限定せず、再定住区も含めた地域全体での包括的な支援が望ましいと考えられている。

係る状況の中、2022 年に MOHAIS 傘下の難民局が発表した MORHCSA（Modernization of Refugee and Host Community Settlement Approach）によって、難民/元難民/ホストコミュニティの住む難民居住地及び再定住地等の包括的な開発の方向性が示された。2023 年には、難民、元難民、無国籍者を“Persons of Concern”とする難民政策が策定されたとともに、元難民及び難民が再定住事業の対象になるよう再定住政策が改定されることとなった。加えて、ザンビア政府は MORHCSA の実

施のために必要な関係者間の連携強化のために National Steering Committee を立ち上げ、そのトップに副大統領府再定住局の局長を据えたことで、MORHCSA 及びその他関連開発事業の実施にあたり、再定住局が担う役割の重要性が高まった。

加えて 2023 年に、JICA が再定住局に派遣した元難民現地統合支援アドバイザー主導のもと、現地統合事業推進の一環として、元難民及びザンビア人移住者が居住する再定住区、難民居住区、ホストコミュニティを包含した包括的地域開発を目指す地域開発計画、Local Area Plan（LAP）がメヘバ及びマユクワユクワにおいて策定された（「One Meheba Local Area Plan」，「Wider Mayukwayukuwa Local Area Plan」）。LAP はザンビア国都市・地域計画法において郡開発計画の下部計画として位置付けられており、正式な開発計画として郡の承認を受けている。さらに、郡政府、再定住局、難民局の三者による同文書の実施・モニタリング体制が設置された。他方、これらの体制構築は緒に就いたばかりであり、包摂的かつ統合された地域社会の形成に向けた環境整備が喫緊の課題となっている。

これらの経緯を踏まえて、副大統領府再定住局は実施中の開発調査型技術協力と元難民現地統合支援アドバイザーの成果を活用してこれまでの取り組みを継続しつつ、元難民のみならず難民及びホストコミュニティまで含めた包括的な開発を推進するために、多様な関係機関との連携及び再定住地における生計向上支援に関する同局や関係機関の能力向上が必要と認識している。

なお、本事業は灌漑農業及び非農業の生計向上活動により、住民の食糧安全保障及び干ばつ等への体制強化を実施するという観点から【農業及び食糧安全保障分野の気候変動の影響に対応する】という同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と【矛盾がない】ものである。

（２）ザンビア国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、並びに課題別事業戦略（グローバルアジェンダ／クラスター）における本事業の位置づけ

我が国政府は 2022 年の第 8 回アフリカ開発会議（TICAD 8）において、「人道と開発と平和（HDP）のネクサス」の理念の下、150 万人の難民・避難民とその受け入れコミュニティに対し、緊急・人道支援と開発支援を連携して実施する」ことを表明した。また、2023 年の第 2 回グローバル難民フォーラム（GRF）におけるマルチステークホルダープレッジとして、ザンビアにおける HDP ネクサスの推進と、生計向上などを通じた難民とホストコミュニティの自立支援を表明した。加えて、JICA の平和構築分野の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）では、HDP ネクサス強化の観点から「難民・避難民について、受入れ地域での信頼醸成に特に配慮し、ホストコミュニティと共存できる社会の形成を支援する」こととしている。これらの経緯から、本案件は TICAD8 と GRF で表明された日本政府の取組み及び JICA の事業戦略に合致し、TICAD9 に向けた日本政府・JICA の事業方針の検討へ貢献することが期待される。

加えて本事業は、ザンビア政府の方針に基づき他ドナーと協調を図りつつ元難民、難民と受入コミュニティの自立的かつ持続的な生活の実現に向けたアプローチ開発を支援するものであり、日本政府および JICA が課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」の「平和構築」において推進しているクラスター事業戦略「人道・開発・平和（HDP）ネクサスを通じた難民・避難民対応」の観点からの「難民・国内避難民を受入れているコミュニティにおける包摂的かつ平和的な共存の促進」の協力方針に合致するものである。また、紛争の長期化および難民・国内避難民の増加・滞在の長

期化が国際社会全体で深刻な問題と認識される中で、同国政府の包括的開発援助の方針は世界の難民問題対応のモデルケースとなることが期待される。元難民・難民も開発のアクターと捉え、包括的に地域開発を行うことを表明したザンビア政府を支援し、事業を円滑に進めることは極めて重要な課題であり、他の難民受入国にとっても好事例となるものである。また、SDGs 目標 1「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標 5「ジェンダー平等を実現」、目標 13「気候変動に具体的な対策を」、目標 16「平和と公正を全ての人に」に貢献する内容となっている。

（３）他の援助機関の対応

- ・世銀：IDA 融資「ザンビア難民とホストコミュニティプロジェクト」（3,000 万米ドル）を 2025 年から実施中。難民及び元難民の社会経済活動推進の為の政策及び法的課題に対応する他、メヘバ難民居住地のインフラ整備とアグリビジネスへの協力を通じて北西部州カルンビラ郡の地域開発を支援。
- ・米国政府：2018 年に難民支援に係る BPRM 資金（60 万米ドル）を拠出。その他、米国大使館は現地統合の法的側面（書類手続き）への資金提供を実施していたが、2025 年 5 月現在、米国の政策転換により支援は中断している。
- ・UNDP:JICA 国際機関連携無償「避難民の定住地及びホストコミュニティにおける基礎インフラ整備計画」を、2025 年 1 月よりメヘバ及びマユクワユクワの再定住地において実施。内容は教育、医療、給水、灌漑設備等のインフラ整備等を行う。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、ザンビア北西部州メヘバ及び西部州マユクワユクワにおいて、難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民のための包括的開発プログラムを実施するための組織的能力強化と、対象住民のための生計向上活動の促進を行うことにより、対象住民を担い手とした包括的開発のための環境の整備を図り、もって対象地域における包括的開発が推進され、生産的で包摂的かつ統合された地域社会の形成の促進に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

- ・ルサカ（副大統領府再定住局）
- ・北西部州カルンビラ郡メヘバ（面積約 690 k m²）（人口約 30,000 人¹⁵）
- ・西部州カオマ郡マユクワユクワ（面積約 157 k m²）（人口約 28,000 人¹⁶）

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：再定住局及び対象地域の州／郡政府行政官者数記載

生計向上活動対象の元難民、難民、ザンビア人移住者、
ホストコミュニティ住民

最終受益者：対象地域の難民、元難民、ザンビア人移住者、
ホストコミュニティ住民

（４）総事業費（日本側）4.1 億円

（５）事業実施期間 2025 年 10 月～2028 年 10 月を予定（計 36 か月）

（６）事業実施体制

責任機関：副大統領府

¹⁵ 出展：One Meheba Local Area Plan (2024-2028)

¹⁶ 出展：Wider Mayukwayukuwa Local Area Plan (2025-2030)

実施機関：副大統領府再定住局（OVP-DOR）
北西部州・西部州政府、カルンビラ郡・カオマ郡政府
協力機関：地方行政及び地方開発省（MLGRD）
内務・国内治安省難民局（COR）
農業省（MOA）

（７） 投入（インプット）

１） 日本側

① 専門家派遣（合計約 86P/M）

直営（36P/M）：

援助調整/政策助言/研修企画

業務実施（約 50P/M）：

地域開発・生計向上・人材育成分野

② 第三国研修（周辺難民受入国の包摂的地域開発現場の視察を想定：8 名程度）

③ 機材供与： バイク、パソコン、小規模灌漑施設、非農業技術指導機材（現地職業訓練校等との連携有無を判断の上、必要に応じた購入を想定）

２） ザンビア国側

① カウンターパートの配置

副大統領府、同再定住局（中央・州・郡）の行政官、内務・国内治安省難民局、農業省、地方行政及び地方開発省の行政官

② 執務環境整備及び事業実施の為の便宜供与

③ プロジェクト運営資金

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

・ 草の根技術協力「ザンビア共和国北西部州元難民現地統合対象地域における

水衛生管理を通じたコミュニティの基盤づくり」（2016 年～2019 年）

・ 個別専門家「元難民現地統合支援アドバイザー」（2017 年～2024 年）

・ 開発調査型技術協力「元難民の現地統合支援プロジェクト」（2020 年～2025 年）

・ 国際機関連携無償「避難民の定住地及びホストコミュニティにおける基礎インフラ整備計画」（2025 年～2028 年（予定））

２） その他の協力機関等の援助活動

・ UNHCR: マユクワユクワにおける民間企業連携による農業生計向上や、同地域の世銀案件を補完する為の太陽光電化等、開発支援に配慮した活動を検討中。JICA との連携において、LAP にかかるデータを UNHCR Microdata Library にオープンデータとして掲載。また効率的な改革推進のための難民局の位置づけ変更の検討、現地統合に必要な諸変革の中の優先順位付け等のフォローを実施。

- ・ World Vision: 米国政府・JICA・WV 連携によるマユクワユクワの女性を対象とした生計向上プロジェクト（2023～2024 年）の後継として、BPRM 資金による新規案件（Ultra-Poor Graduation Model）がメヘバとマユクワユクワを対象に 2024 年 10 月から開始したが、米国の政策転換により 2025 年 5 月現在中断している。また、オーストリア開発機関の資金協力による Economic Empowerment and Gender Equality（Vision Fund によるローン中心）案件もメヘバで実施中（2023～2026 年）。
- ・ Caritas: メヘバとマユクワユクワにおける生計向上案件を実施中。公営用作物栽培、農産物加工、農業投入財支援補助プログラム（FISP）に加えて、裁縫センター、スキルセンタの建設運営を実施。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１） 環境社会配慮

① カテゴリ分類（C）

カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- ② 環境許認可 特になし
- ③ 汚染対策 特になし
- ④ 自然環境面 特になし
- ⑤ 社会環境面 特になし
- ⑥ その他・モニタリング 特になし

２） 横断的事項（平和構築）：

- ① 開発の担い手としての元難民および難民：本プロジェクトでは、元難民、難民、ホストコミュニティ住民および移住者を開発の担い手として位置づけ、個人（成果 2）および組織（成果 1 および 2）の両面でのエンパワーメントを通じて、その潜在力を引き出すことを目指す。あわせて、包摂的な地域開発を推進するために関係政府機関の能力強化を図り、LAP ビジョンの実現に貢献する。
- ② コミュニティおよび地方行政職員の意識改革の重要性：元難民や難民が直面する課題を踏まえ、本プロジェクトでは、自己肯定感の向上、意識の転換、相互支援の促進、コミュニティ外との人的ネットワークの拡大、ならびに元難民、難民、移住者、ホストコミュニティ間の社会的結束の強化に重点を置く。そのために、農業および非農業分野の生計向上支援や、住民組織（WDC、SDC、RCC）に対する能力強化を通じて取り組みを進める。行政側においては、元難民、難民、移住者、ホストコミュニティとの関係を「対立的な関係（us vs. them）」として捉えるのではなく、「共生」の意識へと転換することを目指す。
- ③ パートナーとの連携・協働：本プロジェクトは、副大統領府のリーダーシッ

プの下、支援の重複を避け、相乗効果を生み出すべく、各パートナーとの活動の連携・協調を重視する。統合的な支援を提供するため、関係機関や団体との調整を積極的に行う。

- ④ 障害者の主流化（インクルージョン）の推進：本プロジェクトでは、能力強化活動の一環としての啓発活動や、可能な範囲での生計向上支援を通じて、障害者の包摂を推進する。

横断的事項（気候変動対策）：

灌漑農業の普及や非農業生計向上活動を通じて、気候変動等による干ばつにより収入に影響を受ける住民が減少する為、本事業は気候変動対応策に資する可能性がある。なお、適応策による裨益人口は約 58,000¹⁷人である。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI (S)「ジェンダー活動統合案件」

活動内容／分類理由：詳細計画策定調査にて、最近域内で GBV の増加が報告されているという課題、また女性を「生産的で包摂的かつ統合された地域」づくりを担う主体として位置付けるニーズなどを確認した。これらの課題、ニーズに対して、LAP の推進にあたっては、意思決定過程への参画を促進するとともに、資源や経済・社会的機会へのアクセス向上を目指す。また、成果 2 で実施する生計向上支援においては、男女が協働して取り組める活動を促進し、女性の所得向上を通じて家庭内での発言力を高め、地位の向上を図ること、所得の一部を貯蓄に充てるための仕組みづくりについても検討する。これらの活動を、「生計向上活動（農業及び非農業研修、農業普及サービス）に参加した元難民、難民、ザンビア人移住者及びホストコミュニティ住民の数、またそのうち女性及び脆弱層（女性世帯主、障害者）の割合」という指標で測るため。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：

対象地域における包括的開発が推進され、生産的で包摂的かつ統合された地域社会の形成が促進される

指標及び目標値

1. 難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民が利用できる社会サービス（保健、教育、給水、モバイルネットワーク等）施設が増加し、社会サービスを享受する住民も増加する。
2. 元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティメンバーに対する農業及び非農業生計向上を通じて住民一人あたりの生産性（作物収量および土地利用率）が向上する
3. 灌漑農業の普及や非農業生計向上活動を通じて、気候変動等による干ばつにより収入へ影響を受ける住民が減少する。

¹⁷ 対象地域であるメヘバ及びマユクワユクワの合計人口

(2) プロジェクト目標：

難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民を担い手とした包括的開発のための環境が整備される

指標及び目標値案：

1. 関係機関間の調整会議等の情報共有の為の活動が、計画に対して X%以上実施される。
2. 研修を受けた元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民の住民組織による活動の数がベースライン調査時より増加する。
3. 農業及び非農業の研修に参加した元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民の内、X%以上が会得した技術を継続して活用している。
4. X%以上の元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民が住民間の相互理解や相互支援、政府とコミュニティ間の協力関係の改善を実感する。

(3) 成果

成果 1：難民、元難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民のための包括的開発プログラム／プロジェクトを実施するための組織的能力が強化される

指標及び目標値：

1. 合同モニタリングを含めた調整メカニズムが構築される（定例会構成員の決定と調整会議の開始を含む）
2. 能力強化研修への参加によって関連領域の知識が向上した、当該地域の開発関連業務に従事する行政官の数がベースライン調査時より増加する
3. 再定住局が、HOPE で開発した地域統合アプローチのガイドラインに基づいて LAP と連動させた再定住プログラムを計画、実施する。

成果 2：元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティのための生計向上活動が促進される

指標及び目標値：

1. 他機関が実施するプロジェクトとの相乗効果が期待できる農業及び非農業の生計向上活動及びその訓練計画が策定される。
2. 生計向上活動（農業及び非農業研修、農業普及サービス）に参加した元難民、難民、ザンビア人移住者及びホストコミュニティ住民の数、またそのうち女性及び脆弱層（女性世帯主、障害者）の割合。
3. 農業研修と非農業研修に参加した人のうち、変化を認識している者の割合（例：自尊心、コミュニティ間関係、コミュニティと政府との関係、地域統合、平和的共存、食糧安全保障）。

(4) 活動：

- 1-1 既存の体制を活用した調整メカニズムを構築、強化し、その運用を促進する
- 1-2 地方及び中央の行政官能力強化支援計画を立案する
- 1-3 1-2 に基づいて中央、州、郡行政官に対する能力強化（コミュニティ開発、関

係機関管理、難民対応、プロジェクト実施監理、コミュニケーション戦略、紛争解決、民間企業連携、M&E、相互訪問等）に係る研修を実施する

- 1-4 District Council、再定住局、難民局の合同チームによる LAP のモニタリングと評価の枠組みの構築支援を行う
- 1-5 HOPE プロジェクトによって開発された地域統合アプローチの実践を通じて、副大統領府再定住局が主導するプログラム（再定住スキームやデータベース改善、UNDP や世銀などの他援助機関の開発プロジェクトを含む）のモニタリングや技術的助言を行う
- 1-6 住民組織によるコミュニティ活動を促進する

〈農業を通じた生計向上活動〉

- 2-1 UNDP や世界銀行等の他機関が実施する対象地域のインフラ整備プロジェクト（経済インフラ及び施設等）との相乗効果をもたらす農業生計向上活動計画を策定する。
- 2-2 HOPE プロジェクトの結果に基づいて農業研修計画を策定する（家計管理、食糧安全保障カレンダー、SHEP、ビジネス演習、グループ活動推進等）
- 2-3 2-1,2-2 で策定された研修計画を実施し、個別農家への技術支援を行う
- 2-4 デモンストレーション圃場を作る
- 2-5 自家消費作物（在来種メイズ等のシードバンク活用等）支援とモニタリングを行う
- 2-6 既存のグループ農家（協同組合等）の活動実態を調査する
- 2-7 グループ農家を対象とした灌漑農業の位置調査、灌漑システムの構築と運用状況をモニタリングする
- 2-8 成功している既存の農家グループを参考に、農家グループへの技術的支援を実施する。
- 2-9 農家グループの研修旅行（Exposure Trip）を実施する
- 2-10 対象農家の集団農業活動のモニタリングを行う。

〈非農業活動を通じた代替的な生計向上活動〉

- 2-11 HOPE の活動結果等に基づいて建設関係技術等の非農業スキル訓練計画を策定し実施する。
- 2-12 域内のビジネス機会を調査する。**
- 2-13 ビジネス促進支援にかかる研修計画を策定し、実施する。
- 2-14 研修後の研修参加者のネットワーキングや既存サービスへのアクセスを促進する。

〈農業及び非農業〉

- 2-15 郡、州及び中央レベルでの生計向上にかかる分野別ワーキンググループを調整する
- 2-16 元難民、難民、ザンビア人移住者、ホストコミュニティ住民の生計向上活動の成功事例を普及させる

5. 前提条件・外部条件

（１） 前提条件

- ・ プロジェクトに深刻な影響を及ぼすような政策・組織の変更が頻繁に行われない。

- ・ 難民政策及び現地統合にかかる政策が大幅に変更されない。
- ・ 対象地域における教育・保健施設等のインフラの稼働状況に重大な影響を与えるような事態が発生しない。
- ・ 各関係機関の役割と責任が遵守され、十分に果たされる。

（２） 外部条件

- ・ 天変地異や戦乱、治安悪化等による一時退避、深刻な経済危機、大規模な自然災害が発生しない。
- ・ 深刻な影響を及ぼす気象不順などによる災害や病虫害が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

開発計画策定調査「元難民の現地統合支援プロジェクト」（HOPE）において、住民の経済的自立が再定住地区への移転及び地域開発の最重要事項であることが確認された。また地域住民の経済的自立に向けた市場志向型農業の有効性、非農業分野のスキル開発の必要性、干ばつ等の気候変動対応の必要性、包摂的地域開発に向けた住民の組織化の必要性と属性の異なる住民間の組織化の難しさ等が確認されている。これらの課題と教訓を、個別専門家「元難民現地統合支援アドバイザー」が策定支援を行った「Local Area Plan（LAP）」の実施を通じて本事業へ適用する。また、HOPEの活動で能力強化された行政官を積極的に活用し、HOPE で得られた教訓を生かした活動を円滑に実施するための体制を構築する。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指 導 科 目 >

援助協調・政策助言・研修企画

<派遣の目的>

派遣の目的は以下のとおり：

1. プロジェクトチームと協力して、担当分野に係る活動の計画立案、実施を行う。
2. 現地政府機関、関係機関との調整、連携促進、情報収集を行う。
3. 現地政府機関に対する政策助言、対外発信に係る助言を行う。

<活動内容>

1. 中央および地方の行政官の能力強化に係る研修計画の立案と実施を行う。
2. 開発計画実施に向けた関係機関の調整と、実施機関によるモニタリング評価の枠組みの構築支援を行う
3. 元難民現地統合政策実施に向けた技術的助言、対外発信の支援を行う
4. ベースライン調査、エンドライン調査の実施、並びに提出する報告書の作成にあたり、プロジェクト業務主任者と調整の上、担当部分の取りまとめと執筆を行うと共に全体の取りまとめに協力する。
5. 政府機関に加えて、同地域で事業を実施する国際機関（UNDP、WB、UNHCR等）や NGO、コンサルタントチームと密に情報交換を行い、関係諸機関の実施する各案件が相乗効果を発現するよう、各機関の連携を促進する。また各機関の動向を関係者（プロジェクトチーム、事務所、本部）に共有する。
6. プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、プロジェクトチームの業務従事者、JICA 事務所と連携し、その解決にあたる。
7. その他、関係省庁、ドナー、民間企業等、外部関係機関との渉外をプロジェクトチームの業務従事者と共に行う

<期待される成果>

プロジェクトが円滑に実施され、成果が達成される。具体的な成果の内容は以下の通り。

1. 対象地域における包括的開発計画の推進と、生産的で包摂的な地域社会の形成促進を行う環境の整備に向けて、ザンビア政府の組織的能力が強化され、関係機関間の情報共有が円滑に行われる。また、対象地域の住民組織活動の推進により、住民間及び住民と政府間の信頼関係が強化される。
2. 難民や元難民の現地統合を促進する為、UNDP や世銀、UNHCR 等と協力し、それぞれの案件の相乗効果が発現するよう、積極的に連携を行う。
3. ザンビア政府の難民政策が対外的に発信され、寛容な難民政策のモデルケースとなる。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：途上国農村部特に難民受入れ地域での地域開発計画、市場志向型農業事業、

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ザンビア国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2025年10月に業務を開始し、2028年12月にプロジェクト業務完了報告書・事業完了報告書を作成・提出する。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約50.01人月

２）渡航回数を目途 延べ45回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 小規模灌漑施設設置

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ ザンビア国 元難民の現地統合支援プロジェクト ファイナルレポート

➤ LOCAL INTEGRATION APPROACHES（ザンビア国元難民の現地統合支援ファイナルレポート別添資料）

➤ RD The Project for Promoting Inclusive Development in Meheba and Mayukwayukwa

➤ 元難民現地統合支援アドバイザー（個別専門家）業務完了報告書（2020年5月作成）

➤ 同上（2024年9月作成）

➤ 詳細計画策定調査報告書抜粋（成果別実施体制図等）

2) 公開資料

➤ 事業事前評価表 [2024_202311261_1_s.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

331,016,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ **本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記

のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は、定額計上があります（3,400,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	非農業技術指導機材	「第2章第4条 業務の内容 3. 本業務に係る事項（1）プロジェクトの活動に関する業務②成果2に関わる活動（活動2-11）」	2,000,000 円	非農業技術指導機材代、機材輸送費	機材費（機材購入費、機材送料）
2	小規模灌漑施設	「第2章第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項（1）プロジェクト」	1,400,000 円	灌漑施設資材設置費（既存の灌漑施設の状況調査後	現地再委託費

		の活動に関する業務 ②成果2に関わる活動 活動 2-7		に、必要箇所に設置)	
--	--	-----------------------------------	--	------------	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

ザンビア国内の移動においては、先行プロジェクトで使用した車両2台をJICAザンビア事務所より貸与します。運転手代、燃料代、車両保険・メンテナンス代等は本見積に計上してください。

貸与予定車両は以下のとおりです。

- ・ Station Wagon Nissan GL (BAP3368)
- ・ TOYOTA Hilux (BAF 3309)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)